

令和5年度白井市空家等対策協議会について

1 当市の空家対策事業

空き家対策事業は、令和3年度から取組んでいる白井市第5次総合計画の分野別事業に位置付けされ、目的は「空家等が周辺的生活環境にもたらす深刻な悪影響から市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。」としています。

2 本協議会の目的

本協議会は空き家対策事業の一つとして、令和3年10月19日に10名の委員で発足し、各委員が部門毎の専門家として以下の事項について意見することにより、今後の空家対策が一層推進することを目的としています。

- 白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項
- 特定空家等の判定基準の作成及び改定に関する事項
- 特定空家等の判定及び措置の方針その必要な事項

3 これまでの本協議会での取組み

令和3年度（10月、3月開催）

- ・白井市空家等対策計画の見直しに係る協議
- ・白井市特定空家等判定基準の策定に係る協議 【令和4年4月1日 運用開始】

令和4年度（7月、10月、2月開催）

- ・白井市空家等対策計画の見直しに係る協議 【令和5年3月 第二次計画として改定】

4 今年度の取組み

令和5年度は、空家等の所有者等に対するアンケートに基づく今後の対策の検討や、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）に対する市の対応について、協議をお願いします。

日程		実施に関する事項	事務局
5～6月		空家等候補の所有者調査（課税課）	対策の検討
7～8月		建物に関するアンケート調査（市民活動支援課）	
10月	協議会	・アンケート結果をし提示、今後の対策の方針 についての協議 ・改正法への対応についての報告	対策の 方針決定
2月	協議会	対策の検討状況、法改正への対応について	対策の検討